

林業種苗法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年九月七日

広島県知事 横 田 美 香

広島県規則第四十三号

林業種苗法施行細則の一部を改正する規則

林業種苗法施行細則（昭和四十六年広島県規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（種子の採取時期） 第五条 法第二十三条の規定による種子を採取すべき時期は、すぎ、ひのき、あかまつ及びくろまつについては、毎年九月二十日以降の日とする。	（種子の採取時期） 第五条 法第二十三条の規定による種子を採取すべき時期は、すぎ、ひのき、あかまつ及びくろまつについては、毎年十月一日以降の日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。